

2018. 2

高倉台校区防災福祉コミュニティ 地域おたすけガイド

高倉台校区防災福祉コミュニティ

高倉台校区防災福祉コミュニティ地域おたすけガイド

地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。

災害時は、

- ・ 周囲の状況をよく確認する
- ・ 自らの安全を最優先とし、無理をしない
- ・ 自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提になります。

皆さんの災害時の活動をより効果的にするために、これまでに各地域で取り組まれた優良事例を参考に、この地域おたすけガイドを作成しました。

しかし、この地域おたすけガイドに記載している内容は完全ではありません。

ぜひ、皆さんの防コミで訓練を通して繰り返し検証して、地域に適したガイドにするために、どんどん見直していきましょう。



高倉台校区防災福祉コミュニティ地域おたすけガイド

防コミ運営本部設置基準

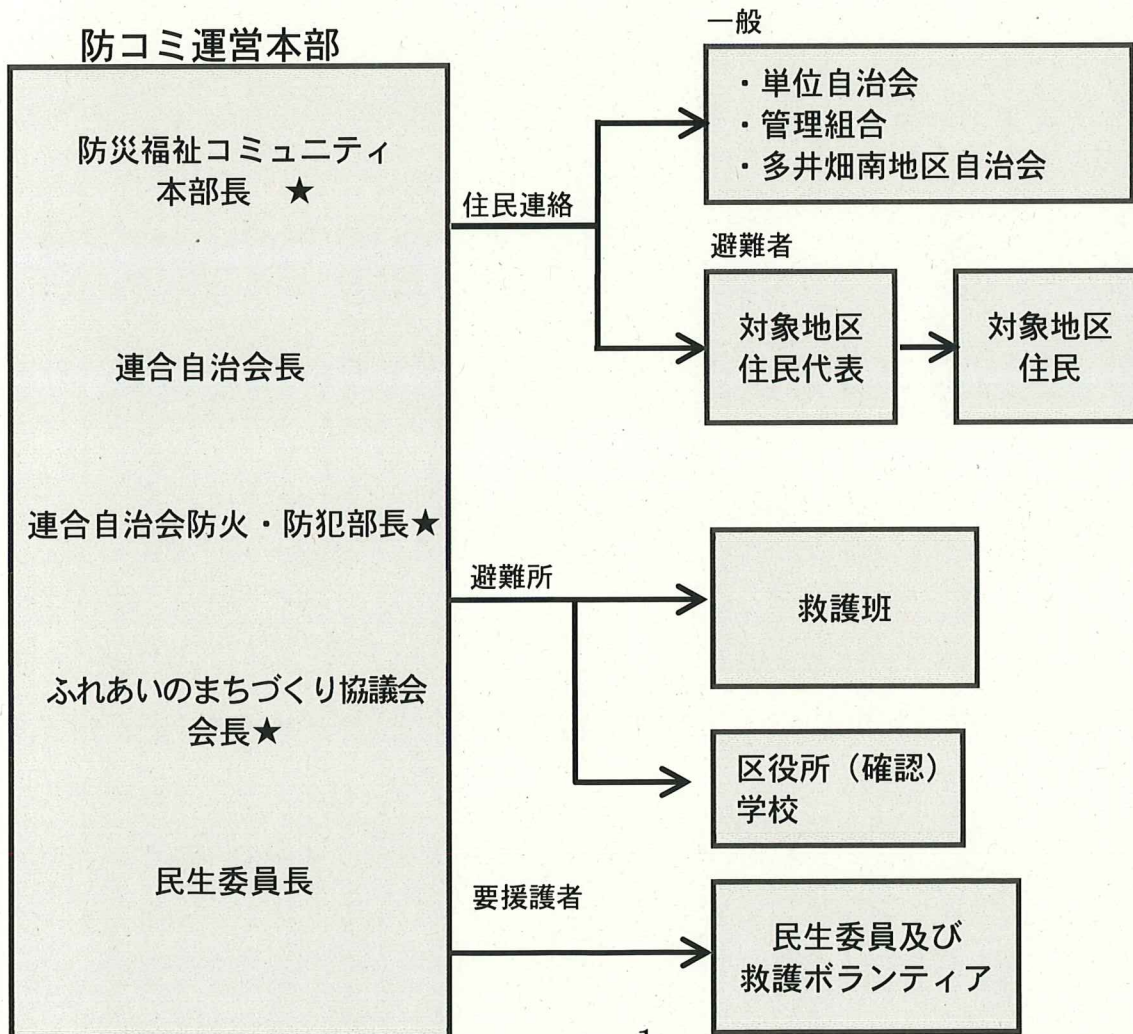
- 震度5強の地震が発生した場合、又は地震による災害が発生し、又は災害が拡大する恐れがある場合。
- 神戸市須磨区に避難勧告が発令された場合。
- 特別警報が発令された場合。

活動方針

阪神・淡路大震災の教訓で、近隣の方々に助けあうことはとても重要です。しかしながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を最優先とし、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょう!!

●緊急時連絡網

★=防災行政無線受信者



| | | |
|----------------------------|-------------|---------------------------------|
| 防コミ運営本部設置場所 | 高倉台地域福祉センター | |
| ブロック本部設置場所 | 避難時集合場所 | |
| | 1丁目2～7番地 | |
| | 1丁目9～29番地 | |
| | 2丁目 | |
| | 3丁目9団地 | |
| | 3丁目10団地 | |
| | 3丁目11団地 | |
| | 3丁目13タウン | |
| | 4丁目 | |
| | 5丁目1団地 | |
| | 5丁目戸建て | |
| | 6丁目6-1団地 | |
| | 7丁目戸建て | |
| | 7丁目 | |
| | 8丁目 | |
| 多井畑南地区自治会 | | |
| AED 設置場所 (まちかど救急ステーション) | 2丁目3-1 | 神戸新聞北須磨専売所 (24時間対応) |
| | 1丁目2-1 | 高倉台児童館 |
| | 1丁目8-1 | 高倉中学校 |
| | 4丁目1-1 | 高倉台小学校 |
| | 4丁目1-3 | 高倉台保育所 |
| | 4丁目1-4 | 高倉台地域福祉センター |
| | 4丁目2 | 神戸女子大学附属高倉台幼稚園 |
| | 4丁目2-4 | 神戸開発事業団 高倉会館 |
| | 4丁目12 | 神戸YMCA ちとせ幼稚園 |
| | 7丁目21-1 | 神戸国際中学校高等学校 |
| 防災資機材庫 | 高倉台公園内南側 | バール/スコップ/のこぎり/布バケツ/つるはし/小型動力ポンプ |
| | みなと銀行東の陸橋下 | ジャッキ/ビニールシート ほか |

| | |
|----------------|--|
| 避難所 | ■避難所：高倉台小学校、高倉中学校体育館 ■福祉避難所：高倉台地域福祉センター |
| 耐震性防火水槽 | 高倉台東公園、高倉台小学校南東側路上 |
| 災害時要援護者名簿保管場所 | |
| 防災行政無線保有者 | 防コミ本部長・ふれまち委員長・連合自治会防災防犯部長 |
| 地域内の危険箇所 | おらが山周辺の土砂災害警戒区域 |
| 鍵の保管場所 | 高倉台地域福祉センター |
| 避難情報の種類 | |
| 避難準備・高齢者等避難開始 | 災害発生の可能性がありますので、避難できるように準備してください。避難に時間がかかる方は早めに避難しましょう。 |
| 避難勧告 | 災害発生の可能性が高まっています。避難を開始してください。 |
| 避難指示 (緊急) | 今にも災害が発生する可能性があります。すぐに避難してください。 ※大雨などで避難所への避難が危険なときは、崖から離れた2階以上の部屋に避難しましょう。 |

災害時要援護者とは

災害が発生した場合に、安全な場所に避難したり、避難場所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方

- ・障がいのある方
- ・介護が必要な方
- ・高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）
- ・難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方

神戸市では、避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する方のための二次的避難所として、地域福祉センターや特別養護老人ホームなどを「福祉避難所」に指定しています。

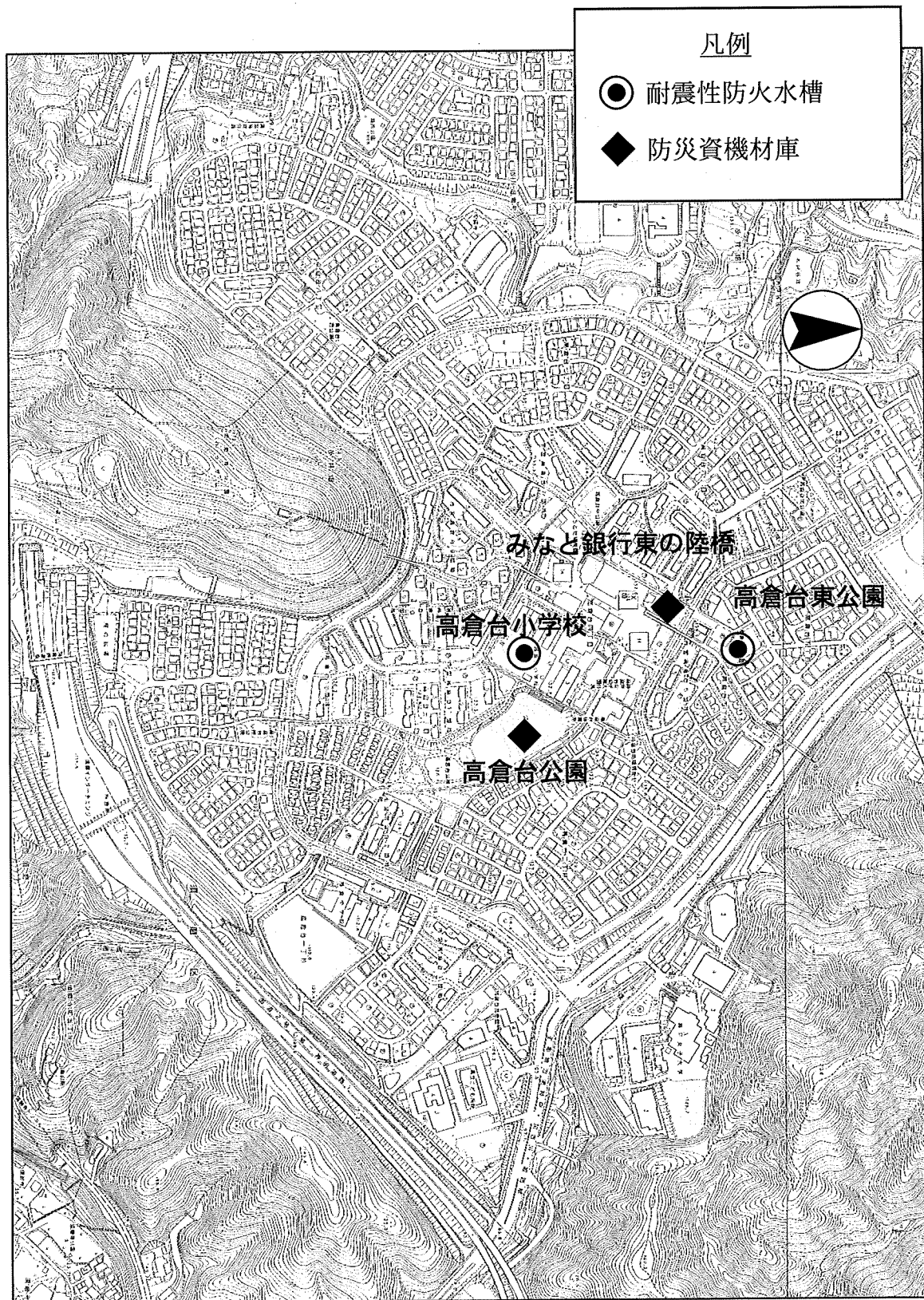
福祉避難所の対象者は、市の保健師が避難所で行う健康調査等をもとに、ご本人やご家族の意向や状況を踏まえ、市が決定します。要援護者から福祉避難所への直接避難の相談があった場合は、区災害対策本部へ連絡いただくよう、対応をお願いします。

※福祉避難所の開設は、対象者の人数や施設の状況、対応可能な人員や物資の確保の状況等を踏まえて、市が判断します。災害時に常に開設される訳ではありませんので、要援護者の方を含め、まずは一次避難所へ避難していただくことになります。

須磨区役所 731-4341



防災資機材庫・耐震性防火水槽の位置



①風水害

□は、その行動が完了したら✓をつける。

【災害発生前】

1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 神戸市須磨区に避難勧告又は特別警報が発令された場合、防災福祉コミュニティ本部長や連合自治会会長、ふれあいのまちづくり協議会会長、民生担当で防コミ運営本部の立ち上げを検討する。
- 本部に駆けつけた役員の中から防災リーダーを決定する。
- 情報作戦班、避難誘導班、避難所開設運営班のうち必要な班の担当者を決定する。
- メンバーで情報を共有するため、本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者名簿、ホワイトボードや模造紙を準備する。

2 情報収集・伝達

- ラジオ・テレビ・携帯電話・一般電話・防災行政無線及びパソコン等から気象情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 収集した情報のうち避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、大雨特別警報などの発令情報は、有線電話、携帯電話等により、各単位自治会長や管理組合の長（以下「ブロック長」という）に伝達する。
- 各単位自治会や管理組合、（以下「ブロック」という）の活動班による災害時要援護者避難誘導が実施できるよう体制を整える。

洪水危険のある場所

- ・トンネルになっている箇所
- ・7丁目ため池周辺
- ・土砂災害警戒区域に指定されている「おらが山の周辺」

3 組織内の連絡体制の確保

- 情報伝達の手段や順番（誰が誰にどのように伝えるのか）をあらかじめ整理する。

4 災害時要援護者の避難誘導

- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合で、土砂災害警戒区域の災害時要援護者が自ら避難できない場合は、該当するブロックの住民により避難誘導を実施する。

- 要援護者名簿を作成し保管場所を決めておく。

5 資機材等の確保

- 災害発生時に備えて、各家庭にて非常食等の確保をし保存しておく。

【災害発生直後】

1 防コミ運営本部の立ち上げ

- (【災害発生前】と同様の方法で防コミ運営本部を立ち上げる。)
- 情報作戦班は、地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各ブロックに活動内容の具体的指示を出す。
指示の内容として、被災状況の確認、負傷者情報などの情報収集・伝達、安否確認等などがある。
- 各ブロックの活動班の人員が不足している場合は、ブロック間を調整し人員を派遣する。

2 ブロック毎の災害対応

- 防災活動が可能な住民は、最寄りの集会所や公園などに集まり、数名で班を編成し被害状況の情報収集及び防災活動を行う。
- ブロック長が不在の場合は、集まった住民の中からブロック長代理を決めて活動をする。
- ブロック長又はブロック長代理(以下「ブロック長等」という)は、「情報収集班・救護班・連絡班」など、対応すべき災害に応じた班を集まってきた住民で編成する。
- ブロック長等は、ブロックの被害が大きく、ブロックのみで対応できないと判断したときは、防コミ運営本部又は隣接ブロックに応援を求める。
- 資機材が必要な場合は、住民が保有する資機材を確認手配し使用するものとする。資機材が不足する場合は、防コミ運営本部が管理する資機材庫から資機材を借用することも可能である。
ただし、他のブロックが使用することもあるので、お互いに協力しながら使用するものとする。

3 情報収集・伝達

- 各家庭及び防コミ運営本部は、ラジオ・テレビ・携帯電話・一般電話・防災行政無線及びパソコン等から気象情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- ブロック長等は、地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行い、

防コミ運営本部に可能な限り伝達し情報の共有を行う。

- 防コミ運営本部とブロック長等は、連携を取り行政や支援組織の情報を入手し、必要に応じ住民に情報提供を行う。
- 災害の状況により隣接のブロックと連携し、相互で円滑な情報伝達が行えるようにする。

4 安否確認

- 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う。
* ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を貼る。

5 救出・救護

- 二次災害に注意しながら、ブロック単位で防災資機材を使用し、被災者を救出する。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

6 区や消防署への連絡

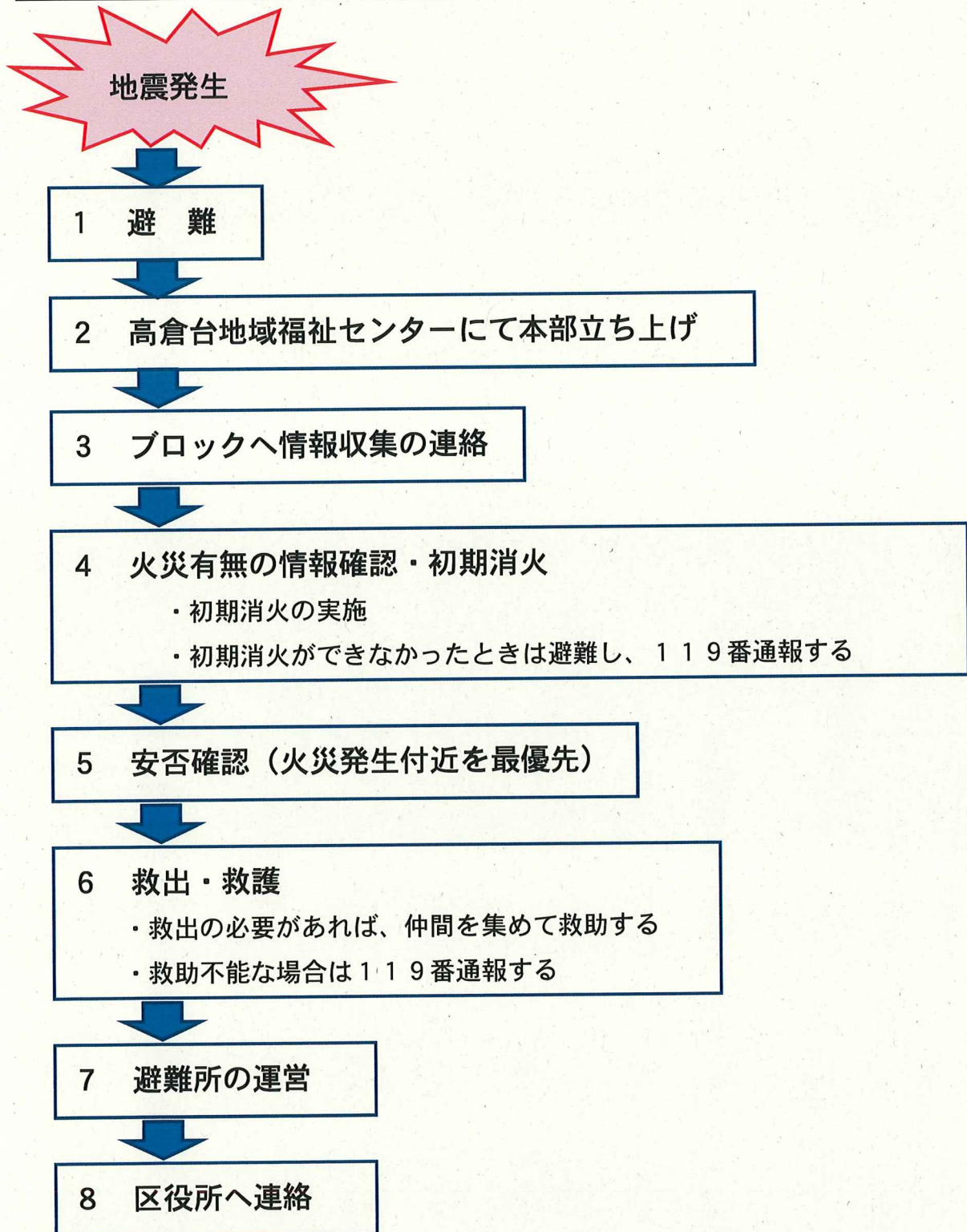
- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡し出動を要請する。
- 避難所運営で必要な物資の要望事項（毛布、非常用食料や飲料水など）を区役所へ伝える。

7 避難所の立ち上げ

- 学校関係者や区役所職員と協力して避難所を立ち上げる。
- 避難者名簿を作成する。

② 地震

防コミとしての地震時の活動優先順位



② 地震

【災害発生直後】

個人の行動

1 地震発生直後の安全の確保

- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を最優先に確保する。
- 火を使用している場合は、出来る範囲で火を止める。
- 家族の安全を確認する。
- 隣近所の安否を確認する。
- 火災が発生すれば付近の人と協力し消火器等で初期消火を行う。
- 避難する場合は、伝言ダイヤル等を活用し、家族に避難場所を連絡する。
- ラジオなどで情報の確認をする。
- 家屋の損壊やインフラが止まったことにより避難所や親族宅に移動する場合は、転出先の張り紙を家にするか、ご近所に伝える。

防コミ運営本部としての活動

1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 防コミ運営本部に集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から防災リーダーを決定する。
- 防災リーダーは、集まってきたメンバーで、情報作戦班、救出救護班、避難誘導班、避難所開設運営班等の班編成を行う。
- メンバーで情報を共有するため、本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者名簿、ホワイトボードや模造紙を準備する。
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者名簿などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。
- 情報作戦班は、高倉台校区防コミ地区内の被害情報を収集する。
- 防コミ運営本部は、被災しているブロックの活動班が人員不足の場合、活動に余裕のあるブロックに応援を要請するなどブロック同士の調整をする。

2 ブロック毎の災害対応

- 防災活動が可能な住民は、最寄りの公園や集会所などブロック等地域で予め決めた場所に集まり、お互いに協力し安全を最優先に防災活動を行うものとする。

- ブロック長が不在又は活動できない場合は、集まった住民の中からブロック長代理を決め活動する。(以下「ブロック長等」という)
- ブロック長等は、集まってきた住民と協力し地域内の被災状況を確認する。
- ブロック長等は「救出・救護・搬送」など、対応すべき災害に応じた班を集まってきた住民で編成し活動する。
- ブロック長等は、被災状況を防コミ運営本部に連絡する。
- ブロック長等は、ブロックの被害が大きく、ブロックのみで対応できないと判断したときは、防コミ運営本部又は隣接ブロックに応援を求める。
- 資機材が必要な場合は、住民が保有する資機材を確認手配し使用するものとする。資機材が不足する場合は、防コミ運営本部が管理する資機材庫から資機材を借用することも可能である。
ただし、他のブロックが使用することもあるので、お互いに協力しながら使用するものとする。

3 情報収集・伝達

- 各ブロックは、建物の倒壊や火災発生の確認を行い、その状況を防コミ運営本部に連絡する。
- 防コミ運営本部は、各ブロック長等を通じて各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。
ブロック長等は、防コミ運営本部に可能な限り伝達し情報の共有を行う。
- 防コミ運営本部と連携を取り行政や支援組織の情報を入手し、必要に応じブロック長等又は直接住民に情報提供を行う。
- ブロック長等は、災害の状況により隣接のブロック長等と連携を図る。
- ブロック長等は、隣接ブロック相互で連絡網を活用し円滑な情報伝達を行うものとする。
- ラジオ・テレビ・携帯電話・一般電話・防災行政無線及びパソコン等で地震情報等の収集を行う。

*地震時は有線電話、携帯電話は使用できない可能性が高い。

4 安否確認

- 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき、ブロック長等・民生・児童委員等と協力し安否確認を行う。

*ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を貼る。

5 消火活動

- 付近住民の避難誘導を優先しながら消火活動を行う。
- 消火器や水バケツリレーなどの消火器具等を活用し、初期消火を行う。
- 出火場所を確認する。
- 住民の応援を求めて消火活動人員の割り振りをする。
- 人手が足りない場合は、隣接のブロックに応援を求める。
- 消火活動は、安全を最優先し決して無理をしてはならない。

6 救出・救護活動

- 余震などによる二次災害に注意しながら、ブロック単位で防災資機材を使用し、負傷者を救出する。

*救出にはジャッキやバール、のこぎりなどが有効です。

- 付近住民が協力して救出活動人員の割り振りをする。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に乗用車などで搬送する。

7 災害時要援護者の避難支援

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要がある「災害時要援護者」が取り残されている場合は、付近住民により避難支援を行う。
- 付近住民の応援を求めて支援者の割り振りをする。

8 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡し応援を求める。
- 避難所運営で必要な事項や物品を区役所等へ伝えて調達する。

9 避難所の立ち上げ

- 学校関係者や区役所職員と協力して避難所を立ち上げる。
- 避難者名簿の作成を行う。



③ 共通事項

【数時間後～3日（72時間）ぐらいまで】

1 役割分担の見直し

- 防災福祉コミュニティの役員の集結状況や災害の状況に応じて役割を見直すものとする。
- 防災福祉コミュニティ以外の住民に応援を求めて協力を得るものとする。

2 避難所の運営

- 学校関係者、区役所職員や災害ボランティア、協力を希望する住民と協力して避難所の運営にあたる。
- 女性や子育て家庭への配慮を出来る限り行う。
- 同行避難してきたペットへの配慮を行う。
- 災害時要援護者への配慮を行う。

（要援護者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と分けした要援護者のための福祉避難室を設けるなどの対応：保健室の利用など）

※特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な方、透析患者やオストメイト（人工肛門など）などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただくことが大切である。

3 生活情報の収集

- 生活情報の収集及び住民への周知を行う。

4 防火・防犯パトロール

- パトロール班を結成し、交代で地域内の防火防犯パトロールを行う。

【日常から】

1 確認しておくことや情報を共有しておくこと

- 毎年一回、作成した「おたすけガイド」をもとに避難訓練を行い、地域福祉センターと防災資機材庫の鍵の保管場所やAEDの場所、車椅子の動線を確認する。
- 毎年一回は、連絡網と要援護者名簿を更新しておく。
- 震災時のブロックごとの緊急集合場所（公園等）を決めておく。
- 避難所（小学校・中学校の体育館）へのバリアフリー動線の確保を行う。
（避難所開設時には、バリアフリー動線確保と全方位から避難してきた人が入りやすいよう、校門は全て解放する）

- 小学校の多目的室には非常食や毛布がある。
- ご近所づきあいを大切にし、有事にはお互いに協力をする。
- 住民ボランティアを募り防コミ運営本部の運営や避難所運営の協力を得る。

8 今後の問題点及び検討事項

- 中層住宅の上階に要援護者がいる場合の逃げ遅れ確認の方法を予め調査しておく。
- 有事の連絡体制や情報伝達の手段、順番(誰が誰にどのように伝えるのか)をあらかじめ整理しておく。
- 耐震防火水槽のポンプ収納庫の扉の鍵の場所を確認しておく。
- 地区ごとの集合場所を決めておく。
- 定期的な年一回以上の訓練の実施を行う。
- 多井畑南地区との連携の確認を行う。

情報収集・伝達

- 1 ラジオ、テレビ、防災行政無線で地震情報等の収集を行う。
- 2 地域内の災害情報を把握する。
- 3 地域の状況を記録する。

情報収集・伝達手順

1 情報収集

- (1) 収集した情報はホワイトボードに時系列で記載する。
- (2) ラジオ、テレビの他携帯電話、一般電話、インターネット等を活用し気象情報及び災害情報を収集する。
- (3) 地域から情報収集を行う。
防コミ運営本部と各ブロックの情報共有を図る。
- (4) ブロック長等は、定期的に防コミ運営本部等に出向くなどして公開されている情報を収集する。
- (5) 近隣自治会・管理組合（ブロック）との情報共有
ブロック長等は、被害の状況により近隣のブロックと連携を図る。

2 情報伝達

情報を伝える手段として、伝令、ハンドマイク、広報掲示板、回覧板を活用する。

安否確認

- 1 安否確認情報の収集
- 2 安否不明者の確認
 - (1) 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う
 - (2) 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う

訪問先での確認手順

- 1 外観の確認
建物に甚大な被害がないかを確認する。
- 2 声かけ・よびかけ確認
門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。
- 3 ドアをノックする
応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックする。
- 4 庭、勝手口等の確認
状況が把握できないときは、庭、勝手口などを確認する。
- 5 確認シール貼付
確認した状況に応じて、玄関ドアにシールを貼り付ける。

シールの色分け

- (赤色) 救助・支援の必要あり
- (黄色) 安否の確認できず
- (緑色) 確認済み・支援の必要なし

必ず右上部附近に貼付



救出・救護活動

- 1 ブロック単位で防災機材（ジャッキ、のこぎり、バール等）を活用し、協力して救出活動を行う。
- 2 救護（応急手当）を実施する。

救出・救護手順

- 1 被害の実態把握情報収集
 - (1) 倒壊建物に取り残されている人がどのような状態か、けがの程度も含めて確認する。
 - (2) 建物の倒壊状況及び内部に進入するスペースがあるかを確認する。
 - (3) 二次災害が発生する危険要因がないか確認し、安全を最優先に活動する。
- 2 要救助者の救出（二次災害の防止）
 - (1) 木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する。
 - (2) 柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きな物がずれたり倒壊しないようにロープ等で支え固定する。
 - (3) 災害の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や、電気のブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。
 - (4) 要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする。
 - (5) 要救助者を無理に引き出そうとしない。
- 3 応急手当
出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する。

消 火 活 動

- 1 自治会単位で消火器やバケツ等を活用し初期消火を行う
- 2 出火場所を確認し、消火活動人員を割り振る。

消火活動手順

- (1) 火災を発見したときは、大声で「火事だ！」と付近住民へ周知する。
- (2) 初期消火より避難誘導を優先して行う。
- (3) 下記の消火道具を使用し初期消火をする。
 - ・消火器（集合住宅には避難階段にあり）
 - ・水バケツ
 - ・水道につないだホース
 - ・100トン防火水槽に設置されている小型動力ポンプ
- (4) 大災害時には消防による消火は期待できないため、まず、火を出さないことを原則とする。

災害時要援護者の避難支援

自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要のある「災害時要援護者」の避難支援を行う。

避難支援のポイント

- 1 一人暮らし高齢者**
安否確認などの状況把握をし避難誘導が必要であるかどうか判断する。
- 2 寝たきりの要介護高齢者**
避難時は車椅子、担架、ストレッチャー等の補助器具を活用する。
- 3 認知症の人**
安否確認、状況把握、避難誘導の援助をする。
- 4 視覚障がい者**
音声による情報伝達や状況説明が必要である。避難誘導の援助を実施する。
- 5 聴覚障がい者及び言語障害者**
補聴器の使用や、文字、絵図等を活用した情報伝達をし、必要に応じて避難誘導の援助をする。